

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月12日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田



第2条第3号中「（楓葉町の一部）」の次に「、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）」を加え、「3つの区域等」を「4つの区域等」に改め、同条第4号を削り、同条第5号を第4号とする。

第3条中「・旧居住制限区域等」を削る。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 避難指示区域等及び帰還困難区域等並びに上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していたことにより避難等した被保険者に係る平成30年度分の保険料

第4条第1項第2号中「平成28年度末」を「平成29年度末」に、「平成29年4月以降」を「平成30年4月以降」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。